

中華人民共和国における  
知的財産保護強化の要請

2004年5月

日本国 国際知的財産保護フォーラム

## 訪中ミッション要請書

### < 総論 >

新体制発足後1年が経ちます。

新体制の的確なご指導のもと、昨年前半の一時的な経済成長の落ち込みから回復し、最終的には政府目標の経済成長率7%を大きく上回り前年比9.1%の高成長を達成したことは、驚嘆に値するものです。

貴国の一層の経済の発展を達成する上で、知的財産保護強化は、その基盤となる重要な施策であります。

本年3月の第十期全国人民代表大会における温家宝総理の政府活動報告の中でも、「知的財産権」、「二セモノ対策」といった言葉を何度も使われ、引き続き知的財産権の保護を重視していく方針を明確にされました。中でも、2004年度の主要な任務の中に、「二セモノや粗悪品の製造・販売、不法なネズミ講式販売と不正商法をきびしく取り締まる。知的財産権を保護する度合いを大きくし、法にもとづいて海賊版による知的財産権を保護する度合いを大きくし、法にもとづいて海賊版による知的財産権の侵害行為を取り締まる。」という政府方針については、日本企業としても大変心強く感じているものであります。

### < 前回のミッション以降の動き >

前回のミッションにおいて、日本側からの要請に対し、貴国の関係部署において、誠実にご対応いただきました。また、短い期間内でありながら、いくつかの懸案事項について、改善または改善の方向が見られ、日本側といたしましても、大変感謝いたしております。特に、実施の細則や指針などの実践的な制度面での改善は顕著なものがあります。

しかし、特に以下の点につきましては更なる改善をお願いいたしたく存じます。

- 1、違反行為に対する司法、行政両面における現実的抑制効果の確保
- 2、実務的に重要ないくつかの制度の整備
- 3、裁判、審査各手続きにおける運用の改善

なお、手続きの明確化、公平性の確保、地方保護主義の排除などは長期的に重要な課題として引き続き強力におすすめていただきたく要請します。

### < 今回の優先要請事項 >

今回は、前回の要請事項と上記のその後の動向を踏まえ、日本企業にとって、現段階で特に喫緊の問題となっている以下の三点を優先的要請事項としたいと思っております。

1. 再犯者対策の強化を通じた抑止効果の向上
2. 商品のデザイン模倣品対策の強化
3. 適正かつ迅速な権利付与を通じた権利者の自助努力支援

#### 要請事項1（再犯者対策の強化を通じた抑止効果の向上）

第一の懸案事項は、再犯の頻発です。これに関しては、以下のような対応を講じていただきたく要請いたします。

- 1、刑事手続関係
  - (1) 担当行政部が積極的に刑事告発を行うこと
  - (2) 刑事訴追基準の引下げ及び再犯者への厳罰化
  - (3) 権利者自らから公安への直接告発する場合の手続きの明確化及び円滑化
- 2、行政手続関係

再犯者に対する行政制裁の金額引き上げ及び付帯措置の強化

要請事項2（商品のデザイン模倣品対策の強化）

第二の懸案事項は、デザイン模倣の増加です。これに関しては、以下のような制度面の改正を要請します。

1、反不正競争法の改正

- (1) 反不正競争防止法に、形態模倣行為の禁止規定を新設すること
- (2) 反不正競争法5条2項の周知な表示に、商品の外観自体が含まれることを明示すること

2、意匠法の改正

- (1) 製品の一部を意匠として認める部分意匠制度の導入
- (2) 新規性の判断基準に世界公知・公用例を採用すること及び冒認出願を拒絶及び無効理由として明示すること

要請事項3（適正かつ迅速な権利付与を通じた権利者の自助努力支援）

第三の懸案事項は、審査の遅延です。これに関しては以下のような取り扱いを要請します。

1、優先審査制度の改善

- (1) 優先審査における下記のような第三者実施要件などの要件の拡大  
実際に出願された発明を出願人やライセンサーが実施又は第三者が違法に実施している場合の出願  
貴国へのライセンス供与や投資などを予定している外国関連の出願
- (2) 権利者に要請の権利を付与し、その結果を通知すること

2、侵害訴訟と無効審判の関係

- (1) 侵害訴訟と無効審判が提起された場合において、侵害訴訟の進行の遅延が生じないような制度の一層の充実及び運用の徹底
- (2) 上記の場合における無効審判の進行の促進

<今後の進め方>

今回のミッションにおいては、要人の方々への表敬を通じ、知的財産問題に関する我が国産業界の関心事項を是非ご理解いただきたいと考えております。その上で、要請事項の実現に向け、関係部局に真摯に検討を進めるよう指示いただき、イニシアティブをとって対応いただくことを強く期待するものであります。

あわせて、日本の民間企業の実務家との会合も開催される予定です。このような場を通じて、貴国の制度や運用の実態、日本企業の被害の実態などについて、率直な意見交換を行うことを通じ、相互理解を深めることができるものと考えます。

我が国産業界としましては、関係当局の方々とは直接にお会いする機会を得たことは貴重な経験であり、要請事項について引き続きフォローアップする機会を設けていただきたく存じます。